

ひょうご de 就農 令和4年度版

新しく農業を始めたいあなたに・・・



ひょうご就農支援センター（公益社団法人ひょうご農林機構内） / 兵庫県



「ひょうご就農支援センターとは」

就農の悩みは千差万別。だから、私たちの存在意味がある。

農業に夢を抱く人、体力には自信がある人、作れば買い手が決まっている人、農業ならやっていると自信がある人。様々な想いを抱いて、10年間で約1万人が門をたたいてきた。

「猛暑で体調を崩した」「農機具を壊してしまった」

就農に必要なのは栽培技術だけではない。健康管理、農機具の扱い方、農地や販売先も見つけないといけない。

支援制度はたくさんある。そのレールを同じように歩んだが、順調に営農を続ける人、就農をあきらめた人、何が違ったのか？理由は一様ではない。

だから、就農支援センターがある。適性があるか、環境が整っているか、不足しているものはないか、まずはヒアリングに時間を割く。次にインターンシップを活用した農業体験へとつなげていく。

次はあなたの相談を聞かせてください。

農業をはじめのスタート台に立つ。就農支援センターは、そのお手伝いをさせていただきます。

ひょうご就農支援センター
センター長 椿原 健右

目 次

I	就農までのみちすじ	1
II	技術やノウハウを習得	3
1	(公社) ひょうご農林機構	
①	農業インターンシップ研修	
②	駅前講座	
③	生きがい農業コース、就農コース(1年間)、有機農業塾(1年間)	
2	県立農業大学校	
①	就農チャレンジ研修(全10回)	
②	実践研修(1年間)	
III	就農地の選定、農地の取得・下限面積得)	10
IV	資金の確保	15
	自己資金の確認、就農準備資金、経営開始資金、青年等就農資金等	
V	青年等就農計画制度	20
VI	農業経営シミュレーション	28
	経営試算(HP上で資産可能)	
VII	就農に向けた「心構え」チェックシート	29
VIII	支援施策	30
	発展段階に応じた支援	
IX	関係機関	39

I 就農までのみちすじ

情報を集める

- ① 就農情報や農業の基礎的な知識を集めます。
 - ア 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のためにひょうご就農支援センターや地域就農支援センターを訪ねよう。
 - イ 新規就農関係の各種相談会等に参加しよう
 - ウ 農業の基礎的な用語を理解しよう。
- ② 農業体験や現場見学の機会を作ります。
 - ア 関心のある講座、イベント、研究会に参加しよう
 - イ 研修機関を訪問しよう。
研修生と交流しよう。
(農大、楽農生活センター)
 - ウ 生産の現場である農村、農家に向いていって積極的に話を聞こう。
 - エ 農産物直売所には定期的に行き、生産と流通双方の情報を集めよう

独立就農

目指す農業経営のビジョンを明確にする

- ① やろうとする農業経営の具体的なイメージを作ります。
 - ア どんな作物を栽培するか、作物・部門を考えよう。
 - イ 作目は単一の専作経営(いちごのみ、トマトのみ)か、複数(水稻+露地野菜)以上の複合経営か、経営のタイプを決めよう。
 - ウ 露地栽培か施設栽培か、慣行栽培か有機栽培か、など栽培方法の選択を考えよう。
 - エ 農作業に従事できる労働力に対して、作目・経営タイプ・栽培方法や、経営規模などが適正か考えよう。
 - カ 就農計画(就農までの工程表)を作ろう。
- ② 理解者、協力者を作ります。
 - ア 配偶者、家族、友人に就農計画を熱く語り、協力者にしよう。
 - イ 地域から理解、信用を得よう。
 - ウ 関係者(市町、農協、農業委員会、就農支援センター、指導農家)の賛同と共感を得よう。



雇用就農

- ① ハローワーク、JAグループが開設した求人情報サイト等により求人情報を収集する。
- ② 農業法人等の就職セミナーや説明会に参加して情報を収集する。
- ③ 作目、地域の希望を明確にする。
- ④ 勤務内容(農作業が中心か、加工、販売事務作業が中心か)を確認する。
- ⑤ 運転免許証等の資格の要否、労災保険、雇用保険等の加入条件を確認する。

納得できる 営農基盤をつくる

- ① やろうとする農業の技術(生産と経営)とノウハウを身に着けます。
 - ア 農大、楽農生活センターの研修を受けよう。
 - イ これはと思う師匠を見つけ、自信がつくまで研修しよう。
 - ウ 関係機関のスタッフや指導農家と何でも相談できる信頼関係を築こう。
 - エ 農業者向けの研修会、講習会にできるだけ参加しネットワークを作ろう。
- ② 農地の選定は慎重に、経験者の意見を聞いて決めます。
 - ア 農地は広い範囲から探し、地元農業委員会には、自分がやりたいことについて、詳しい情報を伝えよう。
 - イ 農地法の基本的なルールを理解しよう。
 - ウ 成功の決め手は農地の良し悪し。あらゆるネットワークを駆使して探そう。
 - エ 農地に付帯する、住居、作業場、農機具置場を考慮しよう。
- ③ リスクに強い健全な資金計画を立てます。
 - ア 中古機械や中古施設の利用などで初期投資を可能な限り抑えよう。
 - イ 経営資産は楽観的な見通し、希望的な数字を避け、実現可能なデータで査定しよう。
 - ウ 安易に融資に頼らず、自己資金、親族、友人からの援助、出資を確保しよう。
- ④ 認定新規就農者の認定を受けよう。

持続可能な 農業経営を始める

- ① 経営の記録をつけます。
 - ア 農業簿記(複式簿記)を身につけ、経営記帳の習慣をつけよう。
 - イ 毎日農作業日誌をつけ記録に残そう。
- ② 小規模経営からスタートし経営に自信をつけます。
 - ア 自己の作業能力、投下可能労働時間、投下可能資金を把握しよう。
 - イ 生活費をできるだけ抑え、不急の出費を避けよう。
 - ウ 記録をもとに指導者を交えて経営改善策を検討しよう。
- ③ 制度資金を利用して規模を拡大します
 - ア 持続可能な経営規模を把握しよう。
 - イ 必要かつ妥当な設備投資額を算出しよう。
 - ウ 融資制度を理解し、周到な償還計画を立てよう。
 - エ 長期経営ができるよう経営規模の点検、見直しをしよう。



農業法人等に就職する

経営の中核を担う

※雇用就農を経て独立就農する場合は上段のみちすじへ

（公社）ひょうご農林機構

農業インターンシップ研修

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。

- 【体験期間】 短期・・・1日～7日
中期・・・最長30日間（1ヵ月～6ヵ月）
（体験日は受入先と調整）
- 【募集人数】 各期とも50人程度（先着順）
- 【受入農家】 150人程度
兵庫県内各地域の優れた指導農家や農業法人
- 【申込手順】 ①就農相談カードの入力、②面談、③マッチング、④申込

研修生には傷害保険に加入していただきます。

（保険料はひょうご就農支援センターが負担します。）

こんなメリットがあります。

- 農業へのイメージがつかめます。
- 就農へのヒントが得られ、就農に至るみちすじが理解できます。
- 親方農家を通じて、人脈づくりにつながります。

問い合わせ先

（公社）ひょうご農林機構 ひょうご就農支援センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階

TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755

<http://www.hyogo-shunou.jp/>

II 技術やノウハウを習得

農業入門コース in 駅前

農業や就農に関心のあるサラリーマン等を対象に、農業の基礎知識を学べる講座

6回シリーズ、年4回

(火曜日夜間コース)

	第1期	第2期
開催日	5/17、5/24、5/31、6/7、6/14、 *6/18(土：最終日のみ)	7/12、7/19、7/26、8/2、8/9、 *8/13(土：最終日のみ)
時間	18:45~20:45	18:00~21:00
場所	兵庫県民会館 (最寄：JR 元町駅)	神戸新聞文化センター (最寄：JR 三ノ宮駅)
募集期間	3/6~4/26	6/1~7/6
募集人数	25名	
受講料	5,000円	
内容	・日本の食料と農業の未来 ・農業基礎知識 ・土づくりについて ・農業と経営について ・野菜栽培の基礎 ・主な野菜の栽培 他	

(土曜日昼間コース)

	第3期	第4期
開催日	9/17、9/24、10/1、10/8、 10/15、*10/22	11/12、11/19、11/26、12/3、 12/10、*12/17
時間	13:00~17:00	
場所	ウィズ明石 (最寄：JR 明石駅)	兵庫県民会館 (最寄：JR 元町駅)
募集期間	8/2~9/9	
募集人数	25名	
受講料	5,000円	
内容	・日本の食料と農業の未来 ・農業基礎知識 ・土づくりについて ・農業と経営について ・野菜栽培の基礎 ・主な野菜の栽培 他	

*各期とも最終日は、兵庫楽農生活センター（神戸市西区）[13:00~17:00]で行います。

受講生の声

- ・農業についての基礎が学べたので、家庭菜園から始めます！
- ・就農コースに進み、本格就農を目指します！

申込方法

- ・ひょうご就農支援センターホームページから入力
- ・「講座申込書」の郵送



	名 称	事 業 概 要
1	生きがい農業コース 	生きがいとして農業を楽しみたい方を対象に、野菜栽培等の基本を座学で学びながら、約 40 m²の畑で野菜栽培が実践できる約半年間の研修 - 研修期間: <春夏野菜> 4月9日(土)～8月27日(土) ※募集 R4.2.15～3.10 <秋冬野菜> 9月3日(土)～2月末 ※募集 6月～ - 研修内容: 野菜栽培に必要な基礎知識の講義(月2回程度)、野菜栽培実習 - 受講料 : 35,000 円 - 募集定員: 54 名 ・区画面積: 40 m²/人
2	就農コース 	本格的な農業経営をめざす方を対象に、総合的な農業知識や栽培技術、経営管理を習得する1年間の実践的な研修 - 研修期間: 8月上旬～翌年8月31日 (販売する野菜の栽培管理等のためほぼ毎日来校が必要です。) - 募集期間: 5月中旬～6月中旬 応募者の人数等に関わらず、書類選考の上事前に個別面接を行い、その結果に基づき受講生を決定します。 - 研修内容: 就農に必要な総合的な知識の講義(月6回程度)、野菜栽培・販売実習 - 受講料 : 180,000 円 研修中の野菜栽培にかかる生産資材費等(種苗、肥料、農薬、諸材料、電力・灯油等)が必要となります(30～100万円程度)。 - 募集定員: 25 名 (①いちご高設栽培コース4名 ②果菜類周年栽培コース8名 ③無加温施設栽培コース8名 ④有機栽培コース5名) - 区画面積: ビニールハウス1棟(約120～250 m²)、露地(約250 m²)
3	有機農業塾 	有機農業に関心ある方を対象に、有機農業の理論や実習による栽培技術を学ぶ研修 - 研修期間: 4月18日(月)～1月16日(月) [月1回 全10回] ※募集 R4.2.25～3.10 - 研修内容: 有機農業の理念等基礎知識の講義と野菜栽培実習 - 受講料 : 20,000 円 - 定員 : 50 名

就農チャレンジ研修

新規就農を目指している、転職のための学び直し、定年などで農業を始める、農業法人に就職したい方などのために、就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶ研修を行います。

(定員 30 名)

	研修の名称	研修の概要	日程 (募集期間)
1	農業経営基礎研修 (講義・実習)	農業経営の特色や農業簿記の基礎について講義とパソコンを使った簿記記帳の実習を行います。	6月30日(木) 10:00~16:00 (5月30日~ 6月26日)
2	秋冬野菜づくり研修 (講義)	経営計画を実践するため、主な秋冬野菜の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	7月21日(木) 13:30~16:00 (6月21日~ 7月17日)
3	スマート農業入門研修 (講義)	環境制御技術を実践に向けて、植物生理や作物に合った生育環境等の基礎を学び、環境モニタリングに基づく環境データの活用や省力化技術等について研修します。	7月28日(木) 13:30~16:00 (6月28日~ 7月24日)
4	農業のマーケティング と経営計画研修 (講義)	経営計画の樹立のために、農業のマーケティングやブランディングを学び、農産物の販売戦略について研修します。	8月25日(木) 13:30~16:00 (7月25日~ 8月21日)
5	農業機械研修 (講義・実習)	経営計画を実践するため、農機具の安全使用とメンテナンス、操作方法等の講義と実習を行います。	9月8日(木) 10:00~16:00 (8月8日~ 9月4日)
6	病虫害防除と農薬の適 正使用研修 (講義)	経営計画を実践するため主な野菜の病虫害の発生要因や防除のポイント、農薬の適正使用などの研修を行います。	10月27日(木) 13:30~16:00 (9月27日~ 10月23日)
7	先輩就農者視察研修 (視察研修)	早期経営確立のために、先輩就農者の就農準備から経営確立までの取組みの状況を視察します。 <u>(定員 20 名)</u>	11月10日(木) 13:00~17:00 (10月10日~ 11月6日)
8	土壌肥料研修 (講義)	経営計画を実践するため、土づくりの必要性や作物の栄養生理に合った施肥方法などの研修を行います。	11月8日(木) 13:30~16:00 (11月8日~ 12月4日) ※ 裏面もあります

Ⅱ 技術やノウハウを習得

9	春夏野菜づくり研修 (講義)	経営計画を実践するため、主な春夏野菜の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	1月26日(木) 13:30~16:00 (12月26日~ 1月22日)
10	就農準備研修 (講義)	先輩就農者の就農準備から経営確立までの事例発表などにより、早期経営確立するための就農準備について研修します。	2月9日(木) 13:30~16:00 (1月9日~ 2月5日)
11	水稻栽培研修 (講義)	経営計画を実践するため、水稻栽培の基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	2月16日(木) 13:30~16:00 (1月16日~ 2月12日)

★申込方法は、農業大学校ホームページからお申し込みください

ホームページ <http://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/>

令和4年度新規就農者等育成研修（実践研修）受講者募集要項

兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、兵庫県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の施設などを活用して、農業経営者としての実践力を習得させるための新規就農者など育成研修（実践研修）における研修受講者の募集について定める。

1 募集定員

10名程度（但し、聴講生5名程度（※）を含む）

※聴講生は、研修生の応募要件を概ね満たし、研修期間通じて週1～2回程度受講する者、詳しくは、別紙「新規就農者など育成研修の聴講生研修制度について」を参照

2 研修期間

令和4年9月1日（木）から令和5年8月31日（木）までの1年間

（開講式：令和4年9月1日（木））

3 研修生の応募要件

- （1） 兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳以下の者
- （2） 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ野菜栽培での就農のプランを持つ者
- （3） 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

4 研修方法

- （1） 研修生自ら研修計画を作成し、農業大学校の研修ハウス（園芸ハウス2棟約500㎡）を利用し、計画に基づき野菜、花きの栽培から販売までの農業を実践する。
- （2） 生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理などの農業経営の実践力を高める。
- （3） 栽培、労務、販売、経費などの記録と結果の検討を行い、就農計画を作成する。
- （4） ICT技術などを活用し、先進的な農業を実践している農業者の講義や現地指導などによる支援とともに就農に向けた進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

5 研修経費

- （1） 研修生の自己負担分は、栽培に係る種苗、農薬、肥料、その他資材費（消耗品、個人的に使用する資材、道具類）、暖房機や炭酸ガス発生装置に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウス）、出荷・販売経費などの費用を負担する。
- （2） 農業大学校の負担分は、貸与するハウスや機械などにかかる光熱水費（暖房機などの燃料費を除く）、維持管理費である。

6 主な研修許可条件

- （1） 研修生は、研修期間中、自己の責任において作物、施設などの管理をすること。
- （2） 閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
- （3） 研修期間中におけるけがなどは、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
- （4） 故意または過失により施設などを損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。

Ⅱ 技術やノウハウを習得

- (5) 研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設などを原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない。）。
- (6) 施設などを第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

7 応募方法

- (1) 募集期間 令和4年5月1日（日）～ 5月31日（火）（必着）
- (2) 申込書類ア 申込書（別紙様式）
イ 返信用封筒を同封すること。（応募者の住所、氏名を記入し84円切手を貼付したもの）
- (3) 申込先
兵庫県立農業大学校 研修課
〒679-0104 加西市常吉町 1256-4
TEL(0790)47-2445 FAX(0790)47-1772

8 選考

受講者選考委員会（6月開催予定）において面接で受講者を選考する。

Ⅲ 就農地選定、農地取得・下限面積

(1) 農地法3条許可

農地の取得(贈与(無償譲渡)、譲渡(有償譲渡))や賃貸を行う場合は、不動産取得と異なり、農地法(3条)に基づく農業委員会の許可が必要である。

農地法 3 条では、大原則として農地などの権利を取得・賃借する場合には、市町 によって異なるがおおむね 5,000 m²(50 アール、5 反)以上の面積を下限(注1)として確保しなければいけない。

ただし、下限面積を引き下げている市町も多数存在している。区域ごとに下限面積を設定したり、市街化区域・市街化調整区域の別・農用地区域化否かで分けたりしている地域も存在しておりますので、まず地域特性を把握することが必要である。

また、農地法の主な許可要件として、取得・賃借できる農作業常時従事者及び農地所有適格法人にも条件がある。

例えば、神戸市の場合、次のすべての要件を満たす必要がある。

ア 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること(全部効率的利用要件)

イ 経営面積の合計が 10a 以上であること(下限面積要件)

ウ 個人の場合は農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)

エ 法人の場合は農地所有適格法人であること(農地所有適格法人要件)

オ 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと(地域との調和要件)

農地の取得・賃借といった契約が有効でも、農地法の許可を受けることが出来なければ、法律行為自体が最終的に無効となる。

農地は、他の土地(地目:住宅地、雑種地等)と取り扱いが異なるのは、国民に安定的に食料供給するために、農業を営む土地として利用するためである。このため、固定資産税が安い、相続税の納税猶予などの特典が与えられている。但し、相続ではこれら許可要件を満たす必要はない。最近の動きとして、空き家対策や遊休農地対策、幅広い人材の就農を促すため、農地 の下限面積を「別段の面積」として設定する動きもある。

注1 下限面積要件:耕作目的で農地の売買・賃借をする場合には、当該農地の譲受人又は、借人が耕作することになる農地面積が、農地取得(売買・貸し借り)後に、最低〇〇a(アール)以上でなければ農地法第3条の許可ができないという要件です。

○ 農地法第3条による権利(所有権・賃借権)の移動・設定の許可手続きの流れ



問い合わせ先

※農業委員会

農業委員会は市町の行政委員会の一つで、地域の農業者から選ばれた農業委員等で組織され、農地の許認可(農地の権利移動等)をはじめ、地域の振興推進や農業者の利益代表としての機能を背負っています。

(2) 農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動

農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)に基づく利用権設定等促進事業では、農地の利用権の設定(賃借権及び使用貸借による権利の設定)及び所有権移転の計画である農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の計画決定を経て、市が公告することにより権利の移動を行う。権利を取得しようとする者の資格要件は、農地法第3条の許可要件に準じる。

(利用権設定等促進事業の特徴)

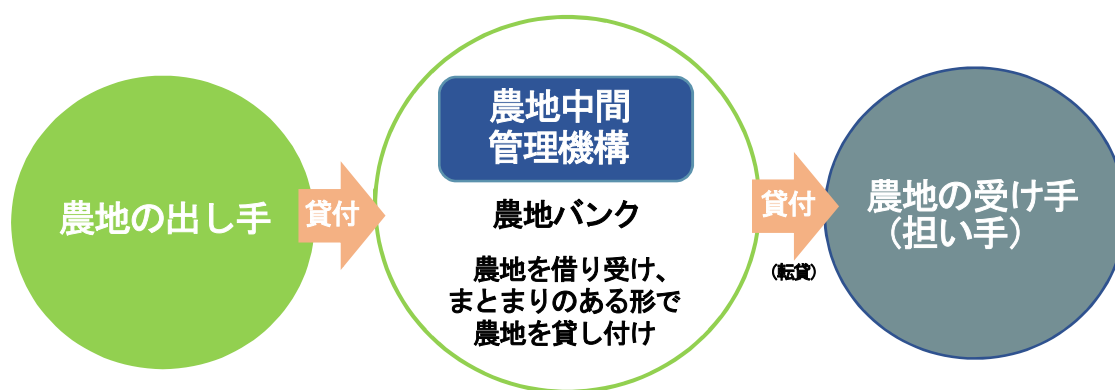
- ・農地法の特例として、農地法第3条の許可が不要。
- ・原則として、市街化調整区域の農地が対象です。賃借権の法定更新が適用されず、期間満了により賃貸借が終了(離作料も発生せず、期限が来れば農地は確実に返還される)。
- ・共有土地については、貸借期間が20年以内であれば、2分の1を超える共有持分権者の同意で利用権を設定。

問い合わせ先

市町農業担い手担当部署

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律による権利取得(賃借権)

農地中間管理事業の推進に関する法律により、兵庫県から農地中間管理機構の指定を受けた(公社)ひょうご農林機構では、所有者から農地を長期間(極力10年以上)借り受けて、農地の集積・集約化を行い、担い手にまとまった形で農地を貸し付けています。



問い合わせ先

(公社) ひょうご農林機構 農地中間管理機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-18

TEL 078-361-8114 FAX 078-361-8128

<http://www.forest-hyogo.jp/>

Ⅲ 就農地の選定、農地の取得・下限面積得)

農地法第3条第2項第5号括弧書の規定による別段の面積一覧表

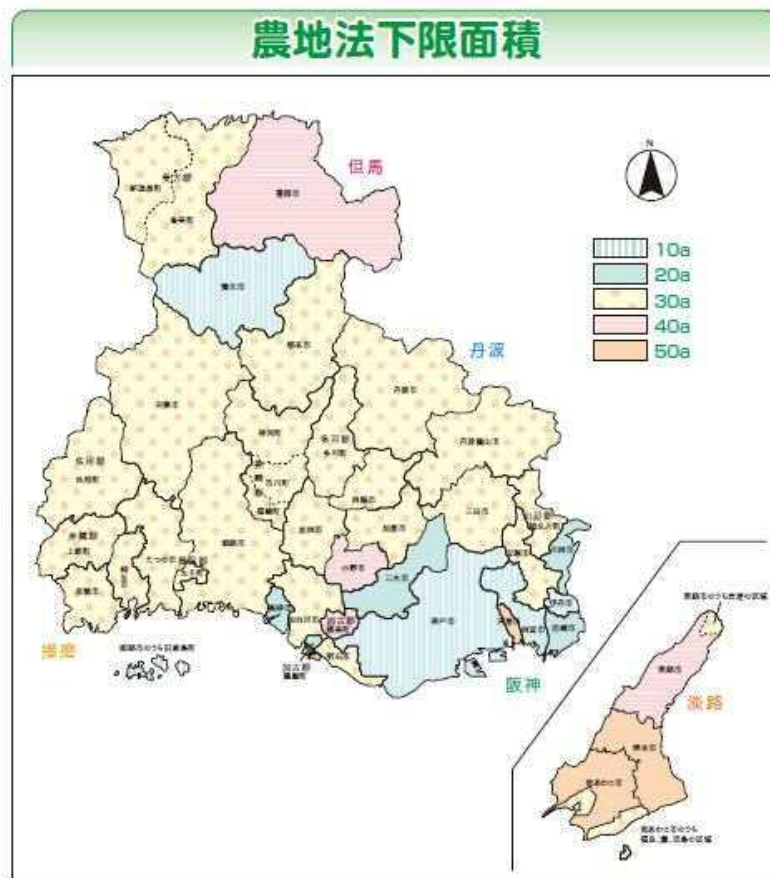
農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
神戸	神戸市	神戸市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	神戸市
阪神	尼崎市	尼崎市農業委員会	10a	尼崎市
	西宮市	西宮市農業委員会	5a	西宮市のうち、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町の区域
			10a	西宮市（鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町を除く。）
	芦屋市	—	20a	芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域
			50a	芦屋市（六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域を除く。）
	伊丹市	伊丹市農業委員会	10a	伊丹市
	宝塚市	宝塚市農業委員会	10a	宝塚市のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	宝塚市（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	川西市	川西市農業委員会	10a	川西市
	三田市	三田市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	三田市のうち1㎡区域を除く区域
	猪名川町	猪名川町農業委員会	10a	猪名川町のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内を除く区域にある農地
			30a	猪名川町のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地
加古川	明石市	明石市農業委員会	10a	都市計画法第7条第1項による市街化区域
			30a	市街化調整区域
	加古川市	加古川市農業委員会	概ね1～5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域
			30a	加古川市（加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域を除く。）
	高砂市	高砂市農業委員会	20a	高砂市
	稲美町	稲美町農業委員会	40a	稲美町
	播磨町	播磨町農業委員会	概ね1～5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	播磨町
加東	西脇市	西脇市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	西脇市のうち1㎡区域を除く区域
	三木市	三木市農業委員会	20a	三木市
	小野市	小野市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	小野市のうち1a区域を除く区域
	加西市	加西市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	加西市のうち1a区域を除く区域
	加東市	加東市農業委員会	30a	加東市
	多可町	多可町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	多可町のうち1㎡区域を除く区域

Ⅲ 就農地の選定、農地の取得・下限面積得)

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
姫路	姫路市	姫路市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域
			30a	姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域を除く。）
	市川町	市川町農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	市川町のうち 1 ㎡区域を除く区域
	福崎町	福崎町農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	福崎町のうち 1 ㎡区域を除く区域
	神河町	神河町農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	神河町のうち 1 a 区域を除く下記の区域 新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田、川上、長谷、栗、刈
			30a	神河町（上記以外の区域）
光都	相生市	相生市農業委員会	30a	相生市
	赤穂市	赤穂市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	赤穂市のうち 1 a 区域を除く区域
	穴栗市	穴栗市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	1 a 区域を除く次の区域 穴栗市山崎町のうち、梯、大谷、上ノ（上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域）、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、繁盛地区（上岸田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床）、波賀町のうち野尻以北（野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷）及び千種町のうち西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
			30a	穴栗市（上記以外の区域。）
	たつの市	たつの市農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	たつの市のうち 1 ㎡区域を除く区域
	太子町	太子町農業委員会	1 ㎡	太子町空き家・空き地バンクに空き家の付帯物件として登録され、農業委員会が定める基準に基づいて別途告示する特定の地番の農地
			30a	太子町のうち 1 ㎡区域を除く区域
	上郡町	上郡町農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	上郡町のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域
			30a	上郡町（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域を除く。）
	佐用町	佐用町農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	佐用町のうち 1 ㎡区域を除く区域
豊岡	豊岡市	豊岡市農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	豊岡市のうち 1 ㎡区域を除く区域
	香美町	香美町農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	香美町のうち 1 ㎡区域を除く区域
	新温泉町	新温泉町農業委員会	30a	新温泉町

Ⅲ 就農地の選定、農地の取得・下限面積得)

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
朝来	養父市	養父市農業委員会	1a(1 m ²)	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	養父市のうち上記区域を除く区域
	朝来市	朝来市農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	朝来市のうち1 m ² 区域を除く区域
丹波	丹波篠山市	丹波篠山市農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	丹波篠山市のうち1 m ² 区域を除く区域
	丹波市	丹波市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	丹波市の区域のうち1 aの区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域
			30a	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域
洲本	洲本市	洲本市農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			50a	洲本市の1 m ² 区域を除く区域
	南あわじ市	南あわじ市農業委員会	30a	南あわじ市のうち、福良、灘、沼島の区域
			50a	南あわじ市（福良、灘、沼島の区域を除く。）
	淡路市	淡路市農業委員会	30a	淡路市のうち、岩屋の区域
			40a	淡路市のうち、塩田、志筑、中田、生穂、佐野、大町、仁井、野島、富島、浅野、育波、室津、尾崎、郡家、多賀、江井、山田、釜口、仮屋、浦及び楠本の区域



Ⅳ 資金の確保

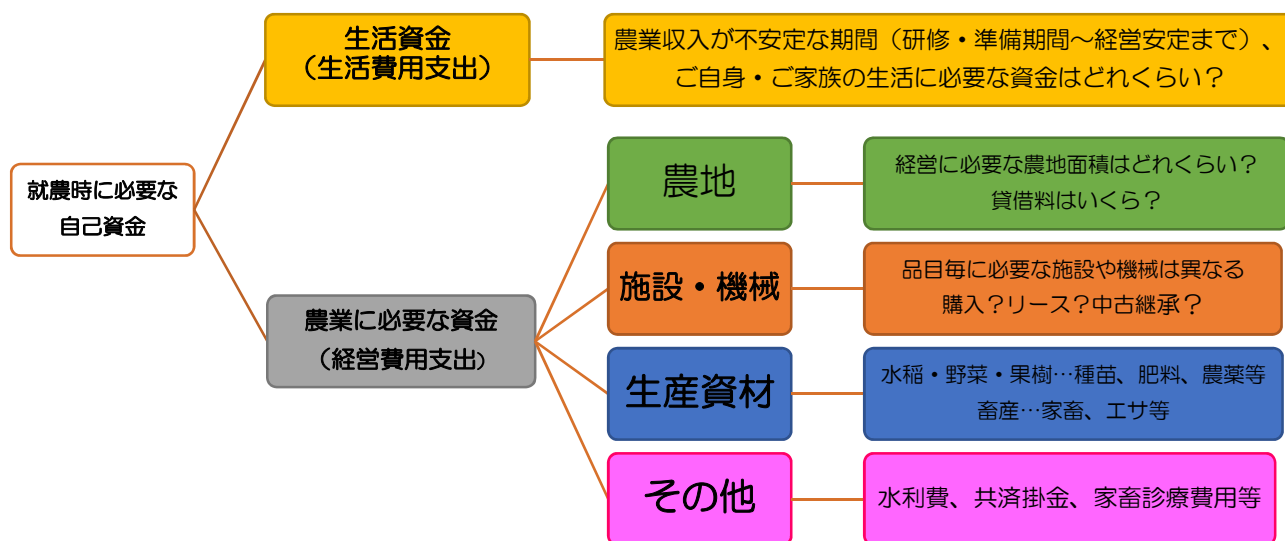
1 自己資金の確認

新たに農業を始める場合には、資金が必要となります。（農地の確保、機械・施設の確保、初期の生産資材費（種苗・肥料等）など。）

また、農業は開始してから収入を得るまで時間がかかる上、就農当初は農業収入が不安定になる場合が多く、生活に必要な資金を補うために資金を蓄えておく必要があります。

そのため、自己資金の確認は必ず行います。

特に移住（転居）を伴う新規参入者の場合は、農業経営開始に係る費用以外にも、移住に伴う経費もかかるため、よりシビアな判断が求められます。



2 自己資金の目安

自己資金の目安となる金額は以下の通りです。最初の収益が出るまでに、1 年かかるとすると、約 1,000 万円の資金が必要となります。

移住をとまなう場合にはさらに約 200 万円の資金が必要です。

(1) 経営開始後、最初の収益が入るまでの費用支出

経営費用支出	692 万円/年※
生活費用支出	319 万円/年※※
計	1,011 万円

※2021 年度新規就農者の就農実態に関する調査結果 就農 1・2 年でかかる経営費用
就農時稔年齢 29 歳以下

※※総務省「家計調査年報」／2020 年 40 歳未満 2 人以上の家庭
266 千円×12 月÷319 万円

(2) 新規就農参入時に係る追加

経営開始までに必要な費用支出	100 万円
就農地の調査等の移動旅費・宿泊費等	
生活を開始するまでの費用	100 万円
引越費用、入居に係る経費、家財等	
計	200 万円

IV 資金の確保

3 就農準備資金・経営開始資金（令和3年度までは農業次世代人材投資資金）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

（1）就農準備資金（研修期間中）

●県立農業大学校等の県が認める農業経営者育成機関・先進農家または、先進農業法人で研修を受ける場合（研修機関一覧表参照）、原則として50歳未満で独立就農、雇用就農又は親元就農するなどの一定の要件を満たした方に対して交付

●交付期間1年につき、年間最大150万円を最長2年間交付

- ・研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還
- ・研修終了後1年以内に親元就農する場合も対象となるが5年以内に経営を継承しない場合又は共同経営者にならない場合は全額返還
- ・自立経営を目指す者については、就農から5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならない場合は全額返還

（2）経営開始資金

●原則として50歳未満で市町が作成する「人・農地プラン」に担い手として位置づけられている（又は位置づけられると見込まれる）など一定の条件を満たした認定新規就農者に対し交付

●交付後、経営開始1～3年目150万円

- ・市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
- ・原則として、前年世帯所得600万円以上ある場合は交付しない
- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還

問い合わせ先

就農準備資金（研修期間中）については

兵庫県農林水産部農業経営課（担い手対策班）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-341-7711（代表） 内線 3952・3953 FAX078-362-9394

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei>

経営開始資金（独立・自営就農直後）については

就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談ください。

IV 資金の確保

4 青年等就農資金（無利子）[窓口] JA、日本政策金融公庫等

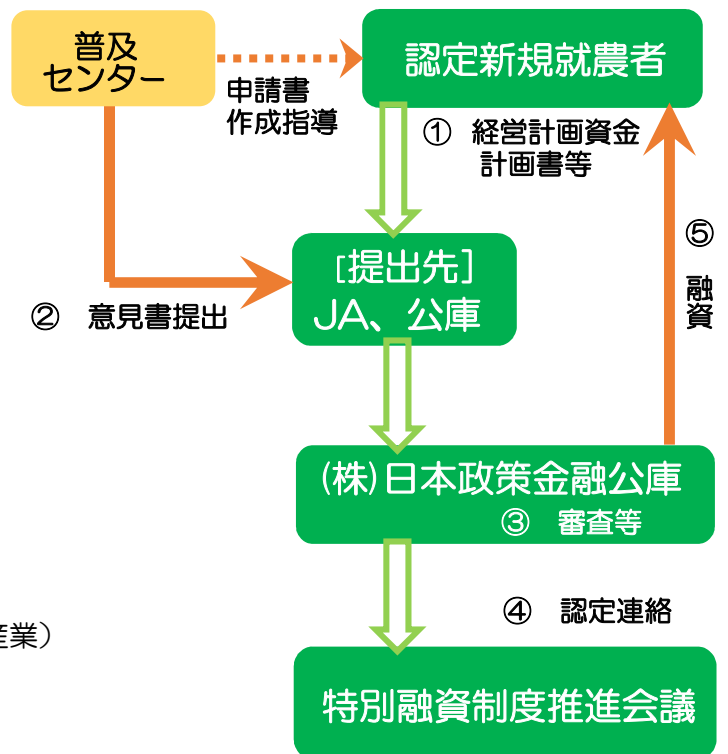
(1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）

(2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設・機械等の取得等 (農地の取得は除く) ・長期運転資金
貸付限度額	3,700 万円(特認 1 億円)
償還(据置)期間	17 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
担保等	実質的な無担保・無保証

(3) 借入手続きの流れ



[問い合わせ先]

(株)日本政策金融公庫 神戸支店（農林水産業）

TEL 078-362-8451

(4) その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	日本政策金融公庫	農地、機械・施設、 長期運転資金等	認定農業者	個人 3 億円 法人 10 億円	25 年以内 (うち据置 10 年以内)
農業近代化資金	農豪協同組合 ほか民間金融機関	機械・施設・長期 運転資金等	認定農業者等 の担い手	原則 個人 1,800 万円 法人 2 億円以内	7~20 年以内 (うち据置 2~7 年)
美しい村づくり 資金	農豪協同組合	施設の整備に必要な 資金、営農に必要な 運転資金、災害復旧 にかかる運転・設備 資金	農業者、任意 団体、法人等	個人：1,000 万円以内 (災害復旧は 500 万円以内) 団体等：2,000 万円以内 (災害資金は 1,000 万円以内)	5~15 年以内 (うち据置 1~2 年)

就農準備資金認定研修機関等一覧表

R4. 7現在

★赤字部分が今回変更

1 農業経営者育成機関

	名称	主な研修場所	管轄普及センター	受入可能人数※1	研修（経営）科目	認定年度
1	農業大学校（実践研修）	加西市	—	5	園芸ハウス2棟	
2	楽農生活センター 就農コース	神戸市西区	—	25	いちご高設栽培コース4名、果菜類周年栽培コース8名、 無加温施設栽培コース8名、有機農業コース5名	
3	（一財）神戸農政公社	神戸市北区大沢町、神戸市 市西区押部谷町	神戸	2～3	果樹（梅、桃、ぶどう、梨、りんご、加工用ぶどう）	H31
4	西脇市スイーツファクトリー	西脇市落方町	加西	2	高設いちご（兵庫方式）	H26
5	豊岡農業スクール 豊岡市認定農業者 連絡協議会 小島 昭則	豊岡市中央町	豊岡	9	水稻、露地野菜、施設野菜、果樹、花き、畜産など	R3
6	丹波市立 農の学校	丹波市市島町	丹波	20	有機栽培（黒大豆、小豆、露地野菜）	H30

2 先進農家又は先進農業法人等

	名称	主な研修場所	管轄普及センター	受入可能人数※1	研修（経営）科目	認定年度
7	大西農園 大西 俊浩	神戸市北区有野町	神戸	1	施設野菜（土耕いちご）	R2
8	椿本農園 椿本 聡	神戸市西区伊川谷町	神戸	1	施設野菜（土耕、高設いちご）	R2
9	池上 義貴	神戸市西区玉津町	神戸	1	有機栽培（施設、露地）（葉物、根菜ほか）	R2
10	㈱ナチュラリズム 大皿 一寿	神戸市西区二ツ屋	神戸	2	有機栽培（施設、露地） （ベビーリーフ、ケール、ミニトマト、水稻、麦ほか）	R2
11	藤本園芸 藤本 耕司	神戸市北区大沢町	神戸	2	施設野菜（高設イチゴ）	R2
12	甘果園 松下 勇人	神戸市西区押部谷町	神戸	1～2	果樹（梨、すもも、桃、柿ほか）	R2
13	㈱東馬場農園 東馬場 伶司	神戸市北区道場町	神戸	2	施設野菜（トマト、イチゴ）	R2
14	相良農園 相良 行博	神戸市北区淡河町	神戸	1	花き（新鉄砲ゆり・チューリップ）、水稻	R3
15	藤原ファーム 藤原 昌之	神戸市西区岩岡町	神戸	2	露地野菜（キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン）、水稻	R3
16	（農）うすなが農畜産組合 雄永 嘉彦	神戸市西区岩岡町	神戸	2	肉用牛（繁殖肥育一貫経営）	R3
17	竹内ファーム 竹内 雅人	明石市魚住町	神戸	1	施設野菜（土耕いちご）	R3
18	（農）高和第一生産組合 寺口 大一	神戸市西区押部谷町	神戸	2	果樹（梨）	R3
19	藤原農園 藤原 一哉	神戸市北区淡河町	神戸	1	花き（新鉄砲ゆり・チューリップ）、水稻	R3
20	大西農園 大西 昇	神戸市西区岩岡町	神戸	1	施設野菜（トマト）	R3
21	中上農園 中上 之仁	三田市香下	阪神	2	施設野菜（トマト、キュウリ、葉物野菜）、 露地野菜（なす、ピーマン、葉物野菜ほか）	R2
22	㈱おおいし農園 大西 則和	三田市下深田	阪神	2	水稻、施設野菜（トマト、野菜全般）、露地野菜（野菜全般）	R2
23	尾栢 稔	三田市上本庄	阪神	2	施設野菜（ピーマン、トマト、葉物野菜ほか）、 露地野菜（ピーマンほか）、水稻、黒大豆	R2
24	つりしのぶ園 市原 誠	宝塚市境野	阪神	1	花き（つりしのぶ）	R2
25	なかなかファーム 中野 耕太郎	川辺郡猪名川町	阪神	1	果樹（ぶどう）、露地野菜（キャベツ、白菜、スナップエンドウ、ピーマン、なす、枝豆等）	R3
26	谷川農園 谷川 定隆	加西市倉谷町	加西	1	果樹（ぶどう）	R2

27	繁田農園 繁田 基	加西市青野町	加西	1	果樹（ぶどう）	R2
28	アグリスタイル 山本 洋太郎	三木市細川町	加西	1	果樹（ぶどう）、水耕栽培（葉物野菜、ハーブ）	R3
29	(株)ながしお農場 永塩 有	三木市吉川町	加西	1	果樹（高設いちご、いちじく、ブルーベリー）	R3
30	(株)玄米屋 藤本 武彦	加東市牧野	加西	1	水稻、玉葱	R3
31	石田ぶどう園 石田 英也	三木市吉川町	加西	1	果樹（ぶどう）	R3
32	高見園芸 高見 昌伸	加西市別府町	加西	1	花き（花壇苗）、水稻	R3
33	(南)環境微生物研究所 村田 敏朗	神埼郡市川町近平	姫路	2	水稻、露地野菜、施設野菜	R2
34	こばふぁーむ 小林 一雅	姫路市林田町	姫路	2	水稻、はだか麦、大豆、黒大豆、小豆、白小豆 ※無農薬・肥料不使用	R3
35	高橋牧場 高橋 副武	養父市大屋町	朝来	1～2	肉用牛（繁殖和牛）	R2
36	(株)丹波たかみ農場 高見 康彦	丹波市市島町	丹波	1	水稻、黒大豆、小豆、人参	R2
37	岩元 清志	丹波市市島町	丹波	2	有機野菜（露地、施設）	R2
38	(南)みたけの里舎 石田 英正	丹波篠山市和田	丹波	1	水稻、黒大豆ほか	R2
39	(株)丹波篠山大内農場 大内 正博	丹波篠山市今田町	丹波	2	水稻、黒大豆	R3
40	(株)CKF 荻野 一馬	丹波市春日町	丹波	2	水稻、小豆、青大豆、野菜	R3
41	(株)上田畜産 上田伸也	美方郡香美町	新温泉	2	肉用牛（繁殖肥育一貫経営）	R3
42	(株)アクアヴェルデAWAJI 豊田 公隆	南あわじ市市	南淡路	4	露地野菜（水稻、玉葱、白菜、レタス、ブロッコリー） 施設園芸（トマト、ミニトマト、リーフレタスなど）	R3

※1 既に受入可能人数に達している場合は、受入できませんので御承ください。

※2 毎年7月頃に募集し、審査会を経て、研修機関を認定しています。

V 青年等就農計画制度

青年等就農計画制度は、新たに農業を始めようとする者が作成する青年等就農計画を市町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援するというものです。

計画の作成にあたっては、就農予定地の農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）が指導・助言を行います。

1 対象者

その市町の区域において新たに農業経営を行おうとする青年等

- (1) 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- (2) 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- (3) 上記の者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5 年）を経過しない者を含む。

認定農業者は含まない。

2 青年等就農計画の認定要件

- (1) その計画が市町の基本構想に照らして適切であること
- (2) その計画が達成される見込みが確実であること 等

3 認定新規就農者のメリット措置

- (1) 青年等就農資金（無利子融資）
- (2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- (3) 担い手確保・経営強化支援事業
- (4) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- (5) 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- (6) 認定新規就農者への農地集積の促進
- (7) 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

○青年等就農計画認定の流れ



(記載例)

青年等就農計画認定申請書

令和元年 8 月 1 日

〇〇市長 様

申請者住所 〇〇市××町 1-1

氏名 普及 太郎 (印)
平成〇〇年 1 月 1 日生 (××歳)
＜法人設立年月日 年 月 日設立＞

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画					
就 農 地		〇〇市××		農業経営開始日	令和元年 8 月 1 日
就農形態 (該当する形態に レ印)		☒ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に 新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 [☐ 全体、 ☐ 一部 継承する経営での従事期間 年 か月]			
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)		露地野菜			
将来の農業 経営の構想		たまねぎ・レタス・ブロッコリーを経営の柱として、規模拡大・栽培 技術の向上等によって地域のモデル農家並みの経営を目指す。			
		 (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)			
		現状		目標（令和 5 年）	
		年間農業所得	－657 千円		3,075 千円
		年間労働時間	750 時間		1,800 時間
農 業 経 営 の 規 模 に	作 目 ・ 部 門 名	現状		目標（令和 5 年）	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	たまねぎ	20a	0kg	40a	24,000kg
	レタス	-	-	120a	21,600kg
	はくさい	10a	4,200kg	20a	14,000kg
キャベツ	10a	0kg	40a	21,600kg	

関 する 目 標								
	経営面積合計		40 a	4, 200kg	220 a	81, 200kg		
	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (令和 5 年)		
	所有地	水田	〇〇市	40a		40 a		
	借入地	水田	〇〇市	0 a		180 a		
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)		
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
	作 業 受 託	作目		作業		現状		目標 (年)
単純計								
換算後								
農 畜 産 物 の 加 工 ・ 販 売 そ の 他 の 関 連 ・ 附 帯 事 業	事業名	内容	現状		目標 (年)			
生 産 方 式 に 関 する 目 標	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数					
			現状		目標 (令和 5 年)			
	トラクター 管理機 動力噴霧機 レタス包装機 たまねぎ収穫機		1 台 (共同利用)		1 台 (共同利用)			
			1 台 (7 馬力)		1 台 (7 馬力)			
1 台 (可搬式)			1 台 (可搬式)					
		1 台		1 台				
		-		1 台 (歩行型)				

経営管理に関する目標		・青色申告の実施 ・パソコン活用による経理							
農業従事の態様等に関する目標		・月に8日程度を休日とする。							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	
	たまねぎ収穫機	歩行型		令和2年4月		1,200千円		青年等就農資金	
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)		現状		見通し		
					担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)	
	普及 太郎	××	(代表者) 本人		農作業全般	0	農作業全般	225	
	普及 花子	△△	妻		農作業補助 経理	0	農作業補助 経理	120	
雇用者	常時雇 (年間)		実人数		現状	0人		見通し	0人
	臨時雇 (年間)		実人数		現状	0人		見通し	0人
			延べ人数		現状	0人		見通し	0人

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資 格 等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 技術・知識の 習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	〇〇農園	兵庫県〇〇市××町 9-10	野菜栽培
	研修等期間	平成30年4月 ～ 令和元年7月	
	研修内容等	・野菜の栽培管理の実習 ・農業簿記等の農業経営に関する講義受講等	
	活用した 補助金等	・農業次世代人材投資事業（準備型）	

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - （ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあっては

これらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1) 申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2) 当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

10 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名(法人経営にあつては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ 「代表者との続柄(法人経営にあつては役職)」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

11 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

12 「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

ア 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）

水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

VI 農業経営シミュレーション

農業を始める際に、この作物を行ったらどれくらい売上があがって、所得がどれくらい確保できるのか、今の労力ならどれくらいの面積までできるのかなど、経営シミュレーションを行うことができます。

しかし、シミュレーションを行う際に、作物毎のデータ（労働時間、収量、単価、経費など）の入手、複数の作物を組合せた計算など手間暇がかかります。

このようなことから、簡易な操作方法で経営指標データから収益性や必要労働時間を予測できるようにしています。

よくある相談内容

いちごで就農したいと考えています。就農は自分一人で就農予定です。手伝ってくれる方がいるといいとは思いますが、一人でも可能ですよね。いちごはお客さんから人気があるので、サラリーマン時代より、収入もいいと考えて転職します。

経営シミュレーション 計算結果

品目・作型		面積	収量kg	kg単価	販売金額	直接経費	限界利益	労働時間	地域	出典
施設	イチゴ 高設	10 a	4,200Kg	1,200円	5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間	加西	○
総合計		10 a	4,200kg		5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間		

1人当たり1ヶ月の労働時間

作品目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
施設	イチゴ 高設	127時間	101時間	182時間	168時間	185時間	150時間	89時間	62時間	148時間	20時間	45時間	137時間

※1人当たり1ヶ月の労働時間が160時間を超過しており、パートや家族などによる労働力支援が必要です。

まずは労力ですが、労働時間の赤字の部分は一人では労力が不足する時期です。具体には収穫の最盛期です。1名とは言いませんが、支援者は必要ではないでしょうか。次に販売金額504万円は、源泉徴収金額の給与所得と比べて多いでしょうか。農業の場合、肥料、資材、光熱水費等の経費が必要です。更に、施設の減価償却費は補助金活用後、150万円を計上します。すると、手元に残るのは・・・。

最終手元に残す所得額を増やす方法は、あなた次第です。

Ⅶ 就農に向けた「心構え」チェックシート（面談時）

記入者

令和 年 月 日実施 確認者

		内 容	備考
1	☒	健康ですか、体力に自信がありますか	
2	☒	農業者は技術者でもあり、経営者でもあります。経営者（社長）の自覚はありますか	
3	☒	家族は就農に同意していますか。協力は得られますか	
4	☒	どのような農業経営が目標ですか。イメージを家族と共有していますか	
5	☒	田舎での暮らしには近所付き合いが必要です。他人との付き合いは苦になりませんか	
6	☒	収入がゼロでも、最低 2 年間の生活資金は確保できていますか	
7	☒	農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか（ 万円）	
8	☒	当センターHP「先輩の声」「農業法人ガイドブック」「経営試算」「一緒に汗流しませんか」で情報収集されましたか	
9	☒	実際の農業現場を見学・体験しましたか。	
10	☒	どこで農業をするのか、意向は固まっていますか	
11	☒	どのような作物を作るのか、決まっていますか。	
12	☒	栽培方法は検討しましたか（露地、施設、施設、有機栽培等）	
13	☒	実際に就農までの準備項目・期間を理解していますか	
14	☒	就農までのスケジュールを作成されていますか	
15	☒	住宅を確保するめどがたっていますか。	
16	☒	免許・自家用車のめどがたっていますか	

すべてチェックが入れば準備段階はクリアできていると判断できるでしょう。

VIII 支援施策

(1) 地域の担い手定着応援事業

事業概要	親方が、就農間もない新規就農者に指導助言を行う研修制度 ①地域応援型 非農家や第二種兼業農家出身者等が必要であると認められる独立新規就農者が、地域へ円滑に溶け込み、早期に経営安定が図られるよう、親方農家から栽培技術や経営の指導・助言、販路の確保や経営規模拡大等に係る指導・助言を受けられる。 (年間 150 時間以上)
募集期間	令和4年4月下旬から <u>12 月末</u>
研修期間	令和4年4月下旬から令和5年2月末
その他	・親方農家から指導を受けるにあたって発生する費用（肥料等の農業用資材ほか）については自己負担となる。 ・(公社) ひょうご農林機構が、新規就農者を被保険者とする傷害保険に加入する。保険料は(公社) ひょうご農林機構が負担する。
問い合わせ先	農業経営課、ひょうご就農支援センター、地域就農支援センター

事業名 農業施設貸与事業【地域創生交付金】（H27～）

【R4年度当初予算額 213,447千円】
【R4年度6月補正予算額 267,000千円】

キーワード：新規就農者、園芸施設、農業機械、リース事業、省エネ

【目的】

J A等が園芸施設等を整備し、新規就農者・定年帰農者、規模拡大農業者等に貸与し、初期投資軽減を図る取組を支援。
また、原油高騰価格等の影響下で、施設園芸においてランニングコストの低減を図るため、省エネ機器等の整備を支援。

【関連目標】 ひょうご農林水産ビジョン2030 ：新規就農者数（50歳未満）300人／年間

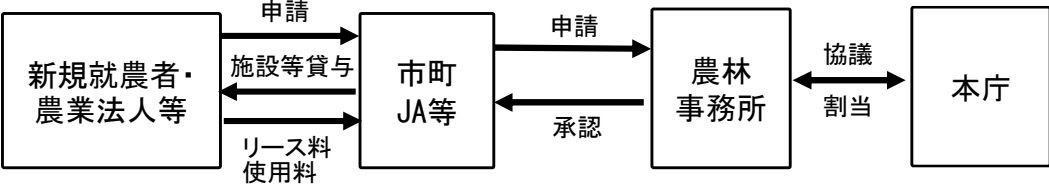
【事業の内容】

- (1) 事業主体 市町、J A、リース会社等
- (2) 補助率（補助上限）

利用者区分	施設	農業用機械
新規就農者 (認定新規就農者)	1 / 2 (2,500万円)	1 / 3 (100万円)
定年帰農者等 (50歳以上70歳未満)	1 / 3 (300万円)	1 / 3 (100万円)
農業法人等	1 / 3 (2,500万円)	—

- (3) 対象施設：園芸用ハウス（附帯設備※等を含む）、農業用機械
※省エネの取組は、附帯設備として省エネ機器等の導入が必須
- (4) 対象者：新規就農者（新規参入者、UJIターン者）、定年帰農者等（50歳から70歳未満）、農業法人、生産拡大に取り組む農業者等

【事業の流れ】



【要望調査】 <令和4年度事業>：令和4年6月24日
※予算の執行の状況により追加募集あり。
<令和5年度事業>：令和4年9月中旬〆切予定

【活用例①】

37歳でデザイナー事務所から転職し、Uターン。農業大学校で1年間研修を受けた後、農業施設貸与事業と国の融資制度を活用して、トマトハウス（7a）を三木市内に整備し、早期の独立就農を実現。農業次世代人材投資資金も活用しながら、自らデザインしたパッケージでブランド力を構築し、早期の経営安定を目指している。



【活用例②】

尼崎市の新規就農者は、神戸市北区の農業法人で3年間研修を受けた後、農業施設貸与事業と国の融資制度を活用して、環境制御型ハウス（12a）を整備し、イチゴの高設養液栽培を開始した。20代で早期の独立就農を実現した。



【事業所管部署】 078-362-3406
農業経営課担い手対策班

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

要望調査実施のご案内



就農後の経営発展のために、
都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、
都道府県支援分の2倍を国が支援する事業を新たに創設しました

農林水産省

経営発展支援事業について

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

例1. 国1/2、県1/4、本人1/4 例2. 国1/2、県1/3、本人1/6

支援額：補助対象事業費上限 1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

本人負担は必要です！

※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

① 対象者

● 主な要件は以下のとおりです。

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
- ② 令和4年度中に、独立・自営就農すること。
- ③ 認定新規就農者であること。
- ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承する者で、継承する経営を発展させる計画※を立てること。
- ⑤ 人・農地プランに位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑥ 雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。
- ⑦ 本人負担分について、融資を受けていること。（青年等就農資金を活用可） 等

※ 所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減

② 対象経費

● 対象となる事業内容は以下のとおりです。

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

● 事業内容の主な要件は以下のとおりです。

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ② 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
また、中古機械及び中古施設にあつては、中古耐用年数が2年以上のものであること。
- ③ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ④ あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- ⑤ 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。（家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く）
- ⑥ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。 等

③ 対象となる事業内容の詳細

例えば、以下のような取組が支援の対象となります。

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・育苗施設、集出荷施設（選果機）、畜舎など設備の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ・簡単な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）



④ ポイント制（取組に応じた事業採択方式）

I. ポイント項目

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象とします。

No.	項目	ポイント
(共通ポイント)		
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
	③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2 サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て※1について、担当機関・部署が明確になっている	3
3 経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	② ①に加え、青色申告を実施する	2
	③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	3
4 所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	1
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	家族経営協定※2を書面で締結している（法人の場合は就業規則等、単身の場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている）	1
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1
7	データを活用した農業を実践する	1
8	農業経営を法人化する	1
合計（最大）		16
(県加算ポイント)		
9	県加算ポイント	Ⅱへ

・ 目標として行う項目（No.3,4,7,8）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」

※2 家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

Ⅱ. 都道府県加算ポイント

都道府県は持ち点の範囲で、各県が設定する取組に対してポイント加算できます。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント（例）
都道府県の振興作物の作付け	レタス(3点)、ブドウ(2点)、ニンジン(1点)
都道府県が推奨する研修期間の卒業	〇〇トレーニングファーム(2点)、県立農大(1点)
年齢	20代(2点)、30代(1点)

⑤ 本事業に関する問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。
事業の詳細については、市町村の農政担当部局又は都道府県の農政部局、以下の
地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6375
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628

事業名 農業後継者経営発展事業・農業後継者育成モデル事業【農業後継者育成事業積立資産】（R3～R5）【R4年度：募集終了】

キーワード：規模拡大、施設整備、機械導入

【目的】

これからの兵庫県の農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現への取組みに対して支援を行う。

【関連目標】 ひょうご農林水産ビジョン2030 新規就農者数（50歳未満）300人／年間

【事業の内容】

1 農業後継者経営発展事業

経営の安定化や規模拡大、生産性の向上など 農業経営の発展に必要な農業用機械・施設等の整備を支援

（1）親元新規就農者早期経営安定支援

ア 対象者：認定農業者の後継者として親元就農する新規就農者

イ 補助率：定額（上限1,500千円）

（2）若手農業後継者経営安定化促進支援

ア 対象者：地域の農業青年クラブ等に積極的に参画する

50歳未満の認定農業者

イ 補助率：1/2（上限1,000千円）

（3）青年農業士経営発展支援

ア 対象者：兵庫県青年農業士

イ 補助率：1/2（上限3,000千円）

2 農業後継者育成モデル事業

農業後継者を育成するために地域の関係機関と連携して、農業技術と経営に関する実践的な研修を新たに実施する上で必要な経費を助成

（1）対象者：JA、JA出資法人、全農、市町

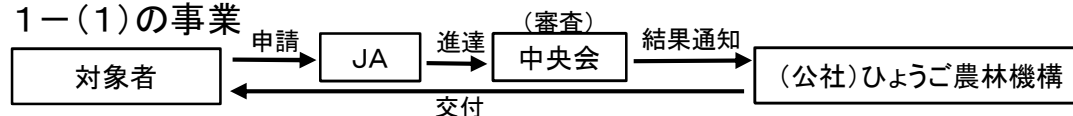
（2）補助率：①1/2：機械、施設等、

②10/10：外部講師等の報償費、研修経費等

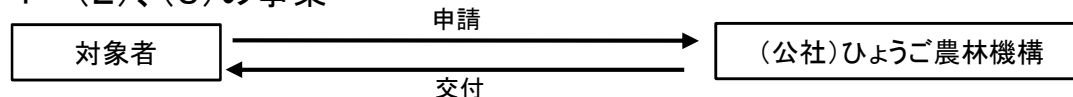
※①、②の取組をあわせて上限5,000千円

【事業の流れ】

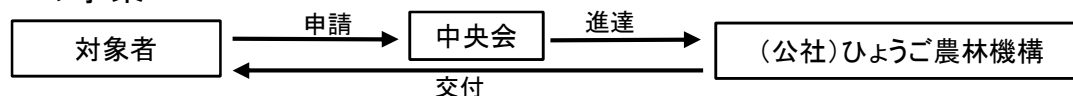
1－（1）の事業



1－（2）、（3）の事業



2の事業



【募集期間】

令和4年度募集終了。令和5年度分は10月頃から募集開始。

【活用例】

1 農業後継者経営発展事業

親のぶどう園(51a)に就農して4年目に事業を活用。自宅近くの所有地にぶどう棚を設置した。将来的には親から子へ経営承継を目指す。

2 農業後継者育成モデル事業

市とJAが共同出資する農業後継者の育成機関の整備に活用。研修ハウスの灌水設備と配管工事、乗用田植え機の導入に要する経費に対して1/2助成し、水稻苗と水稻用肥料に対して10/10助成した。同機関は、毎年1名の独立就農を予定している。

【事業所管部署】078-391-1222

(公社)ひょうご農林機構 農村・担い手部 経営支援課

(5) 田舎暮らしを応援(田舎暮らし農園施設整備整備事業)

事業概要	【農園施設整備】 遊休農地等を家庭菜園や営農等に活用する場合に必要な農地整備、施設整備の費用を助成 【空き家・農林漁業体験施設改修】 空き家を二地域居住の拠点や居住地とする場合の改修費用を助成 農林漁業体験施設の開設・機能強化にかかる経費を助成
対象者	①二地域居住を実践する者 ②移住して家庭菜園・農業を始める者 ③所有する農地を他の人が利用できるように整備したい者 ④新たに農林漁業体験施設を開業する者 ⑤経営中の農林漁業体験施設を充実させたい者
対象経費	[農園施設整備] ①農地の復旧、②簡易な基盤整備、③施設・備品整備 [空き家・農林漁業体験施設改修] ① 水回り、家根のふき替え、内装、外壁塗装等の空き家改修全般 ② 農林漁業体験施設開設・機能強化に必要な施設整備
助成額	[農園施設整備] 対象経費の 1/2 以内（75 万円を限度） [空き家・農林漁業体験施設改修] 対象経費の 1/3 以内 （空き家改修：100 万円を限度、農林漁業体験施設改修：150 万円を限度）
窓口	兵庫県農林水産部総合農政課 078-341-7711 農林（水産）振興事務所



海外長期農業研修支援制度について

	農業後継者等海外長期研修支援事業	㊦農業教育高度化事業 (国際的な人材の育成の取組)
事業概要	農業後継者等が海外の先進地に長期（1年以上）留学し、国際的な視野と優れた経営能力を養うために要する費用の一部を助成	地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成
財源	後継者育成基金事業	県（国庫事業活用）
研修内容	農業後継者が、自ら計画して行う研修及び他の団体等が主催する研修に参加して行う研修	農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした海外農業研修
対象者	現に農業に従事する農業後継者で、学習意欲の旺盛な概ね 35 歳未満の者及び農業大学生	将来的に農業に従事する意思があると宣言する者で専門学校生や大学生、それらを卒業した社会人（農業者も含む）
対象経費	—	海外農業研修に必要な旅費及び研修費など、研修生が海外研修事業者に直接支払う経費
研修期間	1 年以上	3 ヶ月以上 18 ヶ月未満
助成額	200 千円 定額	1/2 または上限 600 千円のいずれか低い額
返還要件	定めなし	研修期間が、3 ヶ月未満になった場合、①研修の中断が、自己都合による場合は、全額返還、 ②研修の中断が、災害等の自己の責に帰さない事由による場合は、事業者から学生等に研修費の返還があった場合は、全額又は一部返還
窓 口	ひょうご農林機構 078-391-1222	農業経営課担い手対策班 078-362-3406

※両方の制度を活用することも可能です。

農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）

■神戸農業改良普及センター（神戸地域就農支援センター）

〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-19 TEL 078-965-2102 所管区域:神戸市

■阪神農業改良普及センター（阪神地域就農支援センター）

〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861

所管区域:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

■加古川農業改良普及センター（加古川地域就農支援センター）

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9165

所管区域:明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町

■加西農業改良普及センター（北播磨地域就農支援センター）

〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448

所管区域:西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町

■姫路農業改良普及センター（姫路地域就農支援センター）

〒670-0965 姫路市北条1-98 TEL 079-281-9335

所管区域:姫路市・市川町・福崎町・神河町

■光都農業改良普及センター（光都地域就農支援センター）

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210 所管区域:相生市・赤穂市・上郡町・佐用町

■龍野農業改良普及センター（揖穴地域就農支援センター）

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 TEL 0791-63-5175

所管区域:たつの市・宍粟市・太子町

■豊岡農業改良普及センター（豊岡地域就農支援センター）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3707 所管区域:豊岡市

■新温泉農業改良普及センター（美方地域就農支援センター）

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 TEL 0796-82-1161 所管区域:香美町・新温泉町

■朝来農業改良普及センター（南但地域就農支援センター）

〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL 079-672-6888 所管区域:養父市・朝来市

■丹波農業改良普及センター（丹波地域就農支援センター）

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3805 所管区域:丹波篠山市・丹波市

■南淡路農業改良普及センター（南淡路地域就農支援センター）

〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649 所管区域:洲本市・南あわじ市

■北淡路農業改良普及センター（北淡路地域就農支援センター）

〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671 所管区域:淡路市

関係機関

〈農業全般〉

JA兵庫中央会（兵庫県農業協同組合中央会）（営農支援部）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1
TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140
<http://ja-grp-hyogo.ja-hyoinf.jp/>

JA（農業協同組合）

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずねください。

〈酪農〉

兵庫県酪農農業協同組合

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1058
TEL 078-976-5011 FAX 078-976-5012
<http://hyoraku.or.jp/farm>

〈定住全般〉

ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会

（事務局：兵庫県まちづくり部住宅政策課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458
<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

〈都会からの定住〉

カムバックひょうごセンター

（事務局：兵庫県企画部地域振興課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-360-9971
<https://www.combackhyogo.com/guide/>

〈求人情報〉

ハローワーク

ハローワークの所在地及び管轄は兵庫労働局のホームページでご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

(公社)ひょうご農林機構
ひょうご就農支援センター

相談日 月曜日～金曜日（祝日除く）

就農支援センターのホームページの **相談予約** から
就農相談カードに記入の上、ご連絡ください。



場 所

〒650-0011
神戸市中央区下山手通 4 丁目 15-3
兵庫県農業共済会館 3 階
TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755
HP <http://www.hyogo-syunou.jp/>

交 通

JR 元町駅、阪神元町駅から徒歩 5 分
神戸市営地下鉄県庁前駅から徒歩 2 分

